

1 令和5年第1回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和5年1月13日(金)
開議 午後2時00分
閉議 午後3時10分

3会 場 稲城消防署 講堂

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

4番 伊勢川 岩根

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

7議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について
- (3) 第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第3号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について
- (7) 第4号報告 証明書の発行について

議長 本日は、伊勢川委員より欠席の連絡がきております。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和5年第1回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、11番 高橋 昌司 君、12番 笹久保 橋寿 君を指名いたします。
次に日程2、第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)
なお、受付番号9号については令和4年12月22日に地元委員の大塚委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号9号について大塚委員より説明願います。

大塚委員 9番委員の大塚です。受付番号9号については令和4年12月22日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり事業計画は問題ないことを確認したので報告します。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

佐脇委員 今回貸借が行われることになった理由について、知っている方ようであればお願いいたします。

事務局 区画整理の終了に伴い、貸し手の方の農地が一度に返ってきたため、花卉栽培など実施はしていますが、やり切れていない部分があるため、今回貸借に至りました。

中山委員 区画整理前は山だったところも今回造成されて返ってきているので、どうしてもやり切れない部分がある。なので、今回の案件以外にも以前近くで貸借があったはず。

事務局 今回の場所の近くで、借り手は違う方でしたが、貸借が行われていません。

議長 他に質疑がありませんので、採決いたします。

議長 第1号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第1号議案については承認されました。次に日程3、第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号199号については令和4年12月14日に地元委員の松本委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号199号について松本委員より説明願います。

松本委員 1番委員の松本です。受付番号199号については令和4年12月14日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第2号議案については承認されました。次に日程4、第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。

議 長 次に日程5、第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。

議 長 次に日程6、第3号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回 鈴木 委員の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、鈴木委員が退席します。

(鈴木委員が退席)

議 長 それでは、まず鈴木委員の案件から説明をお願いいたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。鈴木委員が席に戻りますので暫時休憩いたします。

(鈴木委員が着席)

議 長 再開します。それでは第3号報告残りの案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第4号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和5年第1回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時10分閉会)